

## 第4期

# 静岡県地域福祉支援計画【中間見直し】

令和6年3月

静岡県

# 第4期静岡県地域福祉支援計画【中間見直し】

## 目次

### 第1章 計画の主旨

1	計画の中間見直しについて	1
	(1) 中間見直しの主旨	
	(2) 中間見直しの位置付け	
2	計画の位置付け	2
	(1) 計画の役割	
	(2) 計画の性格	
3	計画の期間	3

### 第2章 施策の推進

施策体系図	5
-------	---

#### I 共生の意識づくり

1	「地域共生」の意識の醸成	6
	(1) 企業、団体、学校等との連携による地域共生の意識の醸成	8
	(2) 「子育ては尊い仕事」の理念の浸透	8
	(3) ふじのくに型人生区分の普及・啓発	8
	(4) 人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透	8
2	家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進	10
	(1) 地域における福祉教育の推進	11
	(2) 家庭教育の支援の促進	11
	(3) 豊かな人間性を育む食育の推進	12
	(4) 幼少期からの福祉体験の推進	12
	(5) 家庭教育支援や福祉教育を推進する人材の育成	12
3	学校における福祉教育の推進	13
	(1) 教育機関における福祉教育・学習の推進	14
	(2) 共生・共育のこころの学び	14
	(3) 学校と地域やNPO等との連携・協働の充実	14

#### II 共生の地域づくり

1	住民の地域活動への参加・交流の促進	15
	(1) 市町地域福祉計画の推進支援	17
	(2) 住民主体の支え合いによる地域活動の推進	18

(3) 地域における相談・見守り体制の充実	18
(4) 多様な人・世代が集う居場所づくりと住民参加の促進	19
(5) 在住外国人と共生する豊かな地域づくり	21
(6) コミュニティづくりの支援	21
(7) 地域のネットワークづくりの促進	21
(8) 健康、福祉、地域活動に関する情報提供の充実	22
<b>2 多様な主体による双方向型の地域活動の推進</b>	<b>24</b>
(1) 県・市町社会福祉協議会の活動の充実	26
(2) 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり	27
(3) ボランティア・NPO等による地域活動の推進	27
(4) 企業等による地域貢献活動の推進と連携強化	28
(5) 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進	28
(6) 寄附や共同募金等への理解と取組の促進	28
(7) 多分野連携・協働による地域活動団体への取組の支援	28
<b>3 ユニバーサルデザインと福祉のまちづくりの推進</b>	<b>30</b>
(1) 福祉のまちづくり条例の普及啓発	31
(2) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	31
(3) 安心して利用できる製品やサービス・情報の提供	32
(4) お互いを尊重し、共生する社会づくり	32
<b>4 新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進</b>	<b>33</b>
(1) 地域防災活動の推進	36
(2) 災害時要配慮者への支援体制の強化	36
(3) 地域防災に係る情報提供の推進	37
(4) 災害時の広域支援ネットワークの構築	37
(5) 被災後の生活再建への支援	37
(6) 災害ボランティア活動の促進	38
(7) 安全・安心のまちづくりの推進	38

### Ⅲ 福祉の基盤づくり

<b>1 包括的な支援体制構築の推進</b>	<b>40</b>
(1) 分野横断的な包括的相談支援体制構築の支援	43
(2) 生活・就労・居住支援等の社会参加への支援	47
(3) 各福祉分野の包括的な支援施策の推進	48
(4) ふじのくに型福祉サービス等の推進	49
(5) 難病患者等の広域的な支援が必要な人への取組の推進	49
(6) 福祉・保健・医療サービスの一体的な提供の支援	50
<b>2 希望や自立につなぐセーフティネットの整備</b>	<b>51</b>
(1) 生活援護を必要とする人への支援の充実	54
(2) 生活困窮者の自立支援対策の充実	54

(3) 子どもの貧困対策の推進	55
(4) 自殺総合対策の推進	55
(5) 社会的孤立の防止	55
<b>3 権利擁護の推進</b>	<b>57</b>
(1) 成年後見制度の利用促進	59
(2) 日常生活自立支援事業の促進	60
(3) 児童、高齢者、障害児者の虐待やDV被害防止対策の推進	60
(4) 消費者被害等の防止に向けた取組の推進	61
<b>4 福祉サービスを担う人材の養成・確保</b>	<b>62</b>
(1) 福祉・介護人材の確保と定着支援	63
(2) 福祉・介護人材養成の推進	64
(3) 外国人介護人材の確保	65
(4) 県社会福祉人材センターの機能強化	66
<b>5 福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上</b>	<b>67</b>
(1) 苦情解決体制の整備促進	68
(2) 福祉サービス第三者評価等の推進	68
(3) 社会福祉事業の健全な運営の確保を図るための指導監査等の実施	68
(4) 福祉サービスの情報の公表	68

### 第3章 計画の推進

<b>1 計画の推進体制</b>	<b>69</b>
(1) 庁内連携による取組の推進	
(2) 外部会議等を活用した意見聴取	
(3) 関係機関等との情報交換等による状況把握と取組の支援	
<b>2 目標設定と進捗管理</b>	<b>69</b>
(1) 目標設定	
(2) 進捗管理	
<b>3 数値目標</b>	<b>70</b>

#### 【参考資料】

I 静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部設置要綱	75
II 静岡県地域福祉支援計画評価委員会設置要綱	77
III 計画に位置付ける施策とSDGsの関連	79
IV 社会福祉法（抄）	80